

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 II

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

添付資料

2019年(平成31年)2月27日 水曜日

長崎市議会議長 五輪 清隆 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 電 話

携帯電話

添付資料

目 録

1. 『“文化財と活用”』
2019年(平成31年)1月19日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2. 『“文化財と活用 II を”』
2019年(平成31年)1月20日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
3. 『“文化財～遺跡を”』
2019年(平成31年)1月21日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
4. 『“遺跡は II”』
2019年(平成31年)1月25日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
5. 『日記 『和・華・蘭・洋の文化と遺跡について』』
2018年(平成30年)12月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
6. 『日記 『養生所を考える会について』』
2018年(平成30年)12月22日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
7. 『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』
2019年(平成31年)1月18日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1版:
2019年(平成31年)1月27日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
8. 『[長崎国際歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]の提案と要望の具体案の展開』
2019年(平成31年)1月20日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
9. 『中部: [長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]の提案と要望の具体案の展開』
2019年(平成31年)1月20日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
10. 『[日本遺産] 『都市長崎よりの日本開国 ～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』』
2019年(平成31年)2月11日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
11. 『雑感 『遺跡の存在とその保存、継承、活用ということ』』
2019年(平成31年)2月22日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

“文化財と活用”

文化財～遺跡（記念物^{及び}埋蔵文化財）

の姿という事は

その保存や修理や整備に於いて
自ずから個別の然るべき姿があり
選択肢は多くありません。

一方

文化財～遺跡の

活用という事は

無限の選択肢と可能性がある
ということではないでしょうか？

私達 当会は、世界と日本の歴史及び長崎に於ける台場遺跡や陣屋遺跡や長崎奉行所西役所等遺跡群や小曾根家造営遺跡や養生所/(長崎)医学校等遺跡や長崎製鉄所遺跡を中心に捉え広範囲の時代の各々様々な遺跡や歴史を背景に“日本開国”を切り口として地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する「日本遺産」の取得を、皆様に、提案し要望します。

2019年(平成31年)1月19日 土曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

✕

“文化財と活用 II”

一つには

人は文化財によって活かされ得る
と考える事ができます。

同時に、文化財を活かすのは人である
と考えることができます。

私達は、今、文化財を考え
過去の人々の関わりによる文化財と
現在の私達との関わりを捉え直し
再構成する事を

考える時かもしれません。

文化財を考えることは
私達に、是迄とは少し違った現在と未来を
与えてくれるのではないのでしょうか。

日本は、歴史が永く連続する国です。

一方、長崎地域では

古代より中世まで連続的な歴史を経た後、中世末より現代まで歴史が複数回交代し
各々の歴史は忘却されてきたと考えられます。

幸いに、人の関わりによって遺された文化財～遺跡は多く滅失しながらも、一部に遺存します。

遺跡は、人類にとって、ほぼ唯一の、絶対的な過去の事実であると考えられます。

現代の私達は、日本の伝統と近代西洋由来の様々な学術手法によって

一定水準に於いて、是迄に忘却された各々の歴史と文化を再生し、人は皆、その現代上の意義を確認し認識し
私達は、認識と共に、遺された人類の遺産を私達の現代の生活の中に活かす事ができるのではないのでしょうか。

私達 当会は、“長崎くんち”が皆様の近くにあるように、文化財が皆様の近くにあること、を提案し要望します。

2019年(平成31年)1月20日 日曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

“文化財～遺跡を”

その歴史を

その文化を

その自然を

その街を

その姿を

見せる！魅せる！美せる！

“都市長崎”

実せる！

私達 当会は、皆様に、斯く、提案し要望します。

2019年(平成31年)1月21日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

✕

“遺跡は Ⅱ”

遺跡はただ保存するだけでなく
遺跡を遺跡と身近に
将に“認識する” 処にこそ
現代の人類人々私達の生活にとっての
意義が生ずる
ということではないでしょうか。

遺跡は、過去のその地での人々の関わりにより形成され、「そこにしかない」、事象です。
その土地に依拠して動かさず世界で唯一の個別の存在です。

遺跡は、その現代における存在に関して
遺跡から検出され別に保管された遺物や伝存の品々と異なり動かさず
文献や絵図や写真と異なり人類の概念や判断を介在しないことで
誤謬や作為や恣意が排除され

正しく見ることを前提に、人類の唯一の絶対の歴史上又過去の事実です。

遺跡は、その地の環境や風土に由って存在します。

私達 当会は、私達人類が、様々な要因で人々の認識の外に忘却された遺跡を調査し再発見し保存し、そして、活用するとは
現代の人類 私達の誰もが、そう望めば、遺跡を遺跡と認識できる環境を形成することに他ならないと考えます。

遺跡は、私達 人類に、私達 人類がその地その時代に生活し活動するその環境や風土をも示唆し
私達 人類が、その地の私達 人類の生活と活動を理解する契機となるはずです。

遺跡は、日本の国の法律では文化財保護法において、状態により「有形文化財」「記念物」「埋蔵文化財」である「文化財」であり
国際条約では世界遺産条約における「(世界の文化)遺産」です。

私達当会は

遺跡がその一部でも損壊や滅失によって失われることや、遺跡に直接的、間接的な被害を及ぼすような意図的措置をとることや、
遺跡に現代生活上の機能目的型建造物を挿入することは、遺跡の遺跡としての構造と空間と存在の破壊であり、その機能と目的
により空間と景観において人々が遺跡を遺跡と認識することを阻害し、同時に、遺跡としての全体の“存在”を部分に解体し目印
や言語や文字と同様に“記号化”し、遺跡の私達 人類の現代の生活の中での意義と機能を破壊する行為であると理解します。

遺跡を滅失した歴史は長い年月に朧となり忘却され、文献等で歴史を再現されても実体感を有せず、遺跡を遺存する歴史は忘却
されても、その地にその歴史が再生され、又、再生産される傾向にあるようです。

遺跡は“可視”であり、“不可視”である歴史に、具体的な実体感を与えると考えることもできそうです。

私達 当会は、様々な要因によって現在に遺存する希少な様々な遺跡群について、皆様に、之を調査し再発見し保存し、そして、
活用し、私達 人類の現代の生活の中での意義と機能を与える政策と措置と行為を積極的に選択することを提案し要望します。

2019年(平成31年)1月25日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

2018年(平成30年)12月16日 日曜日

『和・華・蘭・洋の文化と遺跡について』

長崎の『和・華・蘭・洋』文化は、和・華・蘭・洋の様々な要素が、長崎の生活の場で結合したものです。それぞれの本場から見ると、似せた・一時の・仮の・違う・怪しげな・偽の物かもしれず、又、それが特異性/特徴かもしれません。

当該文化は、明治期に形成された事柄も多く、長い歴史や概念を経て高度に洗練され又様式化されたものではない側面、為に、変化しやすく滅失しやすい脆弱な側面もありそうです。

『和・華・蘭・洋』の文化は、“そんなもの/めずらしくない/昔の話”だから価値がない破壊滅失する逆に“復元すれば立派”というより、“それがそうである/事実である/過程である”と認める処より他との関連や意義や価値が浮かび上がってくるものと考えます。

長崎の『和・華・蘭・洋』の歴史と遺跡と文化は、歴史上価値・学術上価値・芸術上価値と諸般の理解への存在に合致すると考えますが、評価に頼るより、むしろ、長崎に居住する人々の愛惜や愛着や敬愛によって残され育まれ風土と共に理解されることで生きるのではないのでしょうか。

— *the old city and the old harbour* —

都市長崎 東洋の真珠 ✕

2018年(平成30年)12月22日 土曜日

『養生所を考える会について』

私達 養生所を考える会の活動は養生所/(長崎)医学校跡が遺跡であることに発します。故に、私達 当会は、養生所/(長崎)医学校遺跡、又、之に関係する遺跡、例えば、長崎奉行所西役所等遺跡群、その他の遺跡に関わるときも、常に、遺跡に対して之を遺跡として関わることを旨とします。

遺跡はどこにでもあります。

遺跡がどこにでもあることは、人が皆、先達や先祖を有することと同じです。

人は皆、先達や先祖から人類の記憶を受け継ぎます。

人が記憶を受け継ぐことが、人の世界の連続性であり、この連続性ゆえに、人の生が人の生として有意なものとなり得ます。

個別の人の生は連続に変化を生起し連続性に運動する連鎖を形成します。

言語等記号に支えられた概念又人の感情そのものと同様、遺跡は大地や空間に刻まれて人に与えられた人類の記憶であり、人の世界の連続性と連鎖であり連続性と連鎖の証徴であり連続性と連鎖の再現です。

私達 当会は、人の生を人の生として有意なものとし得る人の世界の連続性を、即ち、言語等記号に支えられた概念又人の感情そのもの、又、人の世界の連続性と連鎖でありその証徴でありその再現でもある文化財を、身近なうちにそのように意識し認識して大切にしたいと考えます。

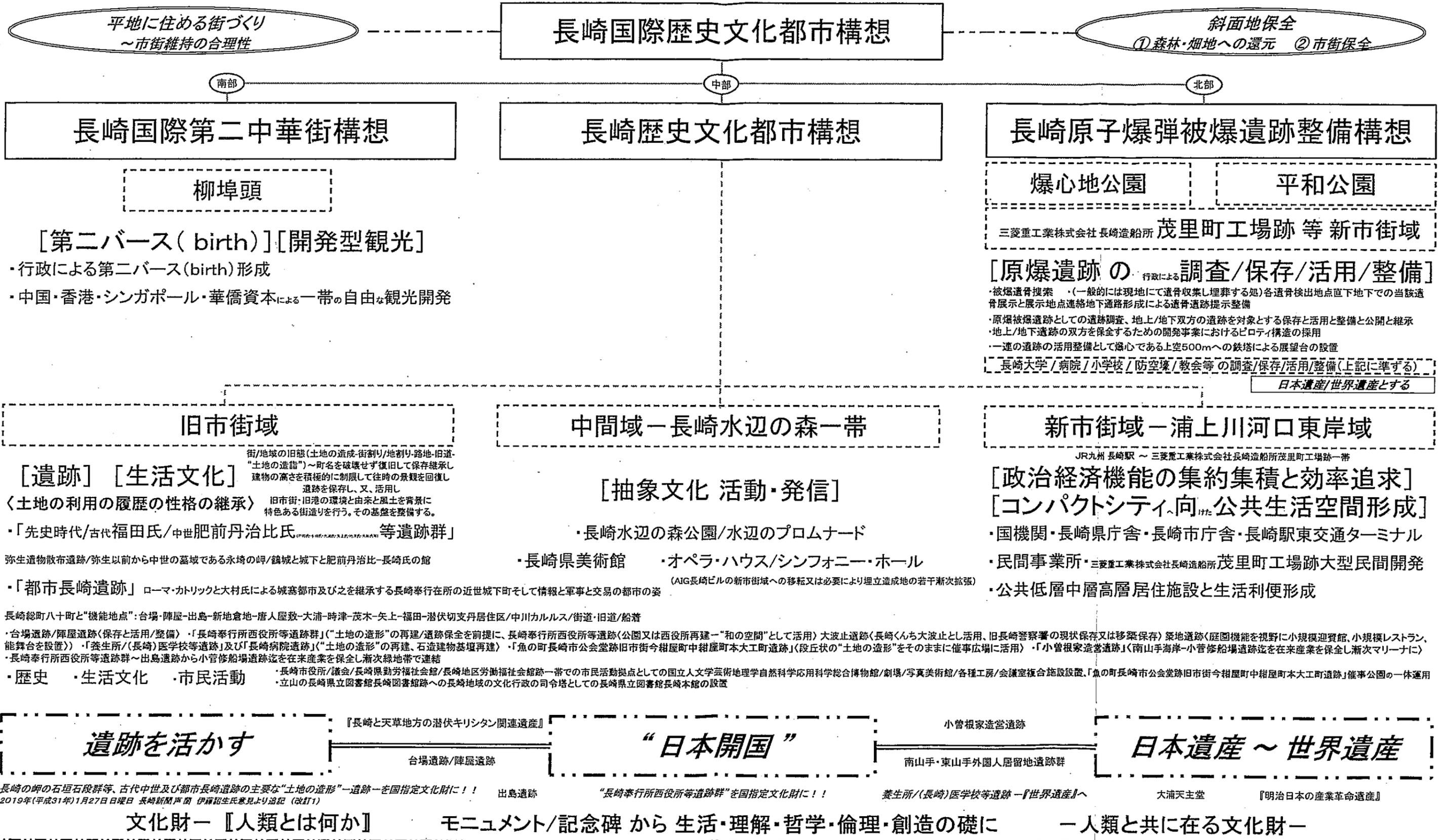
私達 当会は、皆様に、私達 人類は、その多くが、遺跡に生活して活動していると理解し、私達 人類の一人一人が遺跡の保存と継承へ向けた認識を得ることを要望しています。

「長崎国際歴史文化都市構想」 “日本開国” - 日本遺産・世界遺産へ向けて

2019年(平成31年)1月18日 金曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —



長崎の岬の石垣石段群等、古代中世及び都市長崎遺跡の主要な“土地の造形”一遺跡一を国指定文化財に!! 出島遺跡 2019年(平成31年)1月27日 日曜 長崎新聞 伊藤昭生氏意見より追記 (改訂1)

“長崎奉行所西役所等遺跡群”を国指定文化財に!!

養生所/(長崎)医学校等遺跡 - 『世界遺産』へ

大浦天主堂 『明治日本の産業革命遺産』

日本開国以前 - 日本開国 - 日本開国以後
旧石器時代-新石器時代-古代-中世-神話-仏教-物語-禅宗-儒教-道教-ローマ・カトリック-イスラム教-近世-神道-プロテスタント-近代-自然科学-応用科学-医学-工学-数学-工業-人文学-哲学-美学-近代の終焉-現代-未来-連続性-断裂-忘却-日本-アジア-世界

	現状/旧態/位置	構想	遺跡について		方針/活用/備考
			名称(仮称)	資産 調査/整備	
北部 「長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想」	平和公園	「長崎原子爆弾被爆遺跡 平和公園」	「長崎原子爆弾被爆遺跡 平和公園」	<ul style="list-style-type: none"> ・古代から近代の生活の遺跡 ・古代から近代“土地の造形”(土地の利用上の形姿や道路や路地の形姿) 	長崎原子爆弾被爆の様子や爆心地を提示する。 ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・漸次遺跡調査整備する。 ・都市のオープン・スペースを形成する。 ・空地に現代の機能建物を建造しない。 ・現代機能建物にピロティ構造を採用する。 ①被爆遺骨捜索 ②(一般的には現地にて遺骨収集し埋葬する処)各遺骨検出地点直下地下での当該遺骨展示と展示地点連絡地下通路形成による遺骨遺跡提示整備 ③原爆被爆遺跡としての遺跡調査、地上/地下双方の遺跡を対象とする保存と活用と整備と公開と継承 ④地上/地下遺跡の双方を保全するための開発事業におけるピロティ構造の採用 ⑤一連の遺跡の活用整備として爆心である上空500mへの鉄塔による展望台の設置
	爆心地公園	「長崎原子爆弾被爆遺跡 爆心地公園」	「長崎原子爆弾被爆遺跡 爆心地公園」	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物の痕跡(長崎刑務所浦上刑務支所 住居、集落等) ・長崎原子爆弾被爆遺跡 ・等(～不詳) 	
	三菱重工業株式会社 長崎造船所 茂里町工場 長崎県庁 JR九州 長崎駅 大型駐車場 西部ガス株式会社 事業所 中小事業所 (長崎駅～三菱重工業株式会社長崎造船所茂里町工場跡一帯)	「長崎地域古代中世生活遺跡」 「近世近代生活遺跡」 「近世築地近現代埋立遺跡」 「長崎原子爆弾被爆遺跡」 【新市街域】 - 浦上川東岸河口域 -	「長崎地域古代生活遺跡」 「中世近世近代生活遺跡」 「近世築地近現代埋立遺跡」 「長崎原子爆弾被爆遺跡」	<ul style="list-style-type: none"> ・古代から近代の生活の遺跡 ・古代から近代“土地の造形”(土地の利用上の形姿や道路や路地の形姿) ・近世築地近現代埋立遺跡 ・建造物の痕跡(施設、住居、集落等) ・長崎原子爆弾被爆遺跡 ・等(～不詳) 	
中部	別紙『中部:[長崎歴史文化都市構想 - 創造環境の共有(share) -]の提案と要望の具体案の展開』による				
南部 「長崎国際第二中華街構想」	柳埠頭 ・日本通運 ・長崎食糧倉庫 ・長崎港湾運輸 ・清水商会 ・住友金属鋼管倉庫 ・漁船装備品工業協組 ・長崎バス営業 ・長崎市南署 ・長崎港湾空港整備事務所 等	「長崎国際第二中華街」 「近世築地近現代埋立遺跡」	「近世築地近現代埋立遺跡」	<ul style="list-style-type: none"> ・近世築地近現代埋立遺跡 ・等(～不詳) 	行政上活用目的調査の実施 学術調査の実施 “土地の造形”の再建 盛土による遺跡保全 埋蔵文化財の地表での複製 他 [第二バース(birth)] [開発型観光] ・行政による第二バース(birth)形成 ・中国・香港・シンガポール・華僑資本による一帯の自由な観光開発 ・遺跡地では現代機能建物にピロティ構造を採用する。

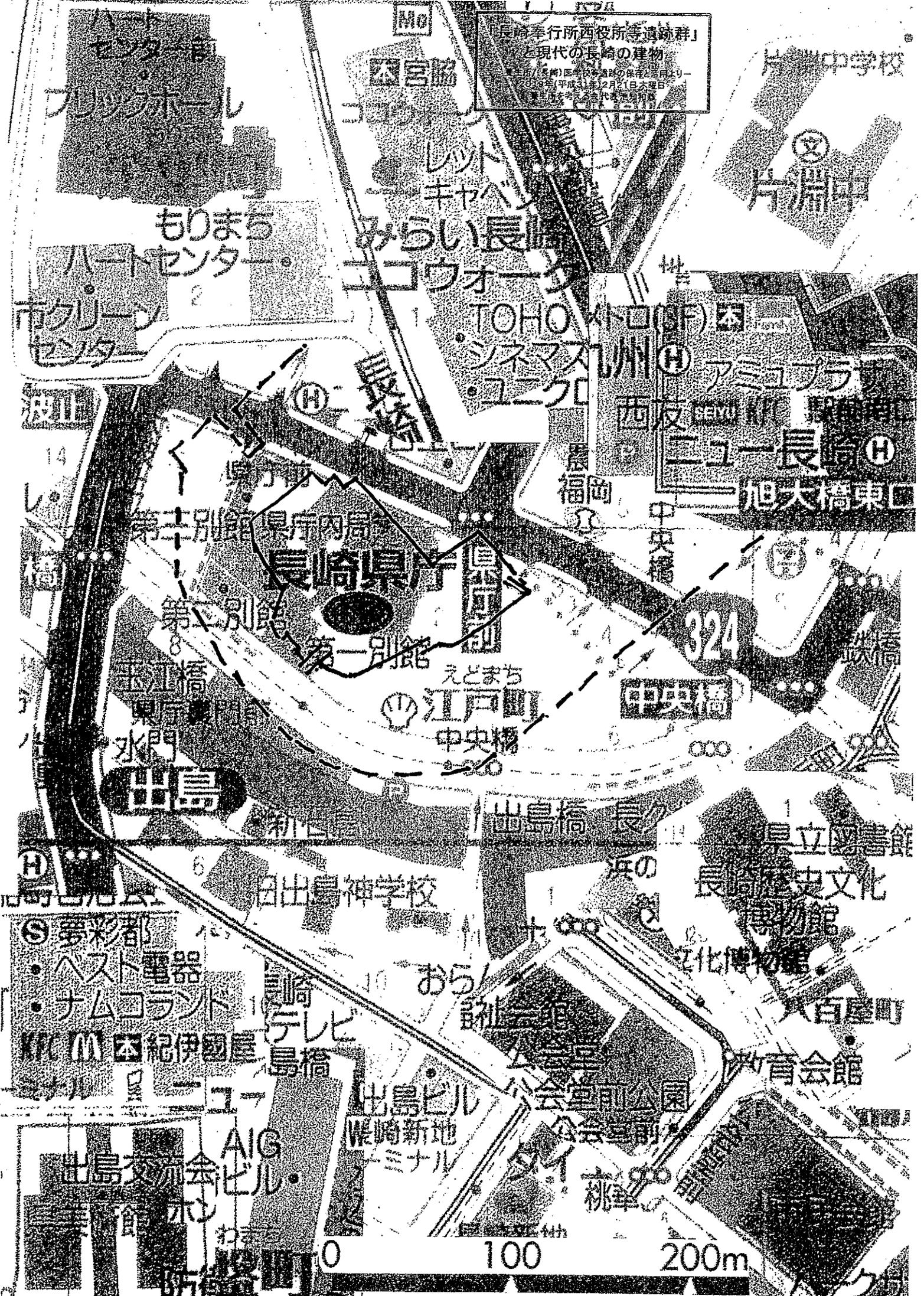
	現状/旧態/位置	構想	遺跡について		方針/活用/備考	
			名称(仮称)	資産		
旧市街域 (I) 長崎地域 及び 長崎への訪問者受け入れの 歴史的長崎のランドマーク地区)	旧長崎県庁 (江戸町2番)	「永崎の岬記念遺跡公園」	「長崎奉行所西役所等遺跡群」 長崎奉行所等遺跡	・遺跡 ～記念物～埋蔵文化財 (造成/石垣等“土地の造形”)	<ul style="list-style-type: none"> 調査指導委員会の設置 <small>世界の事例を参照</small> 学術/活用目的調査の実施 <small>上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。</small> “土地の造形”の再建 盛土による遺跡保全 埋蔵文化財の地表での複製 国指定文化財 <small>(重要文化財・史跡等)</small> とする 他 	<p>先史 <small>時代より人類の関わりのある</small> 永崎の岬の遺跡と歴史の重層性を証徴し記念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 都市のオープン・スペースを形成する。 趣旨より一義的に空地とし、二義的に長崎奉行所西役所の再建を視野に入れる。① 跡地を拡張されたと考え得る石垣の修築と様式が一致すると考え得る ② 絵図写真等補完資料が複数存在することより/“和の空間”として活用。 現代の機能建物を建造しない。
	市街/道路/旧長崎警察署 (江戸町1番、江戸町2番)	「大波止遺跡公園」 ・長崎くんち御旅所の旧復	「長崎奉行所西役所等遺跡群」 大波止遺跡	・遺跡 ～埋蔵文化財 (造成/石垣等“土地の造形”)	<ul style="list-style-type: none"> 調査指導委員会の設置 <small>世界の事例を参照</small> 学術/活用目的調査の実施 <small>上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。</small> “土地の造形”の再建 盛土による遺跡保全 埋蔵文化財の地表での複製 他 	<p>最初の大波止を記念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸町1番の事業所を漸次新市街域等に移転する。 漸次遺跡調査整備する。 遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 都市のオープン・スペースを形成する。 長崎くんちの御旅所を旧復する。 現代の機能建物を建造しない。
			「長崎警察署遺跡」	大正期竣工の長崎警察署 建物	建築の建築当初状態への復原	<p>大正期長崎警察署を記念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状保存又は大波止交差点南西隅に移築保存。 警察博物館/御朱印船博物館等に活用する。
			「文明堂総本店」	文明堂総本店 建物	現状保存	<ul style="list-style-type: none"> 現状保存又は大波止交差点南西隅又旧長崎警察署を大波止交差点南西隅に移築保存する場合は大波止交差点北西隅に移築。
	市街/道路/江戸町公園 (江戸町1番、江戸町2番一帯)	「江戸町築地遺跡公園」 ・一帯の庭園機能を視野 ・小規模の迎賓館 ・小規模のレストラン ・能舞台	「長崎奉行所西役所等遺跡群」 江戸町築地船番長屋遺跡	・遺跡 ～埋蔵文化財 (造成/石垣等“土地の造形”)	<ul style="list-style-type: none"> 調査指導委員会の設置 <small>世界の事例を参照</small> 学術/活用目的調査の実施 <small>上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。</small> “土地の造形”の再建 盛土による遺跡保全 埋蔵文化財の地表での複製 他 	<p>旧江戸町築地等を記念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸町2番一帯の事業所を漸次新市街域等に移転する。 漸次遺跡調査整備する。 遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 都市のオープン・スペースを形成する。 長崎くんちの御旅所を旧復する。 遺跡保全上可能ならば緑地を形成する。 立地の性格により最小限の機能施設を設置する。 現代機能建物にピロティ構造等を採用する。
	出島遺跡	「出島遺跡」整備	「出島遺跡」	・遺跡～埋蔵文化財	・“土地の造形”の再建	<p>出島を記念する。</p>
	旧長崎県警本部 日本生命ビル跡 (万才町4番)	イエズス会による記念聖堂 設置 ・大きくはない「教会堂」 ・「歴史研究資料館」	※岬の先端の外浦町のポルトガル系マカオ由来のイエズス会のサン・パウロ教会とイエズス会日本本部に対して、当該土地南東に岬の丘の中央道路を挟む外浦町にはスペイン系フィリピン由来の托鉢修道会と地域司祭のサン・ペドロ教会があった。当該土地南東端は当時の外浦町にあたる。	・遺跡(～不詳)	<ul style="list-style-type: none"> 調査指導委員会の設置 <small>世界の事例を参照</small> 学術/活用目的調査の実施 <small>上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。</small> “土地の造形”の再建 他 	<p>ローマ・カトリックとイエズス会の活動を記念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 現代機能建物にピロティ構造等を採用する。 ☆永崎の岬記念遺跡公園の隣接地への当該施設の設置は当該公園地の性格につき歴史上の現実感(reality)を与える。
国道34号線 長崎家庭裁判所 長崎簡易裁判所 (万才町6番南部)	「大村町高島秋帆本邸遺跡公園」 敷地の一角に ・「古代中世永崎記念館」 ・「高島秋帆記念館」 ・「近代医学歴史資料館」	「万才町遺跡」 中世遺物散布遺跡 高島秋帆本邸遺跡 大村町の医学伝習所遺跡 ※第二次海軍伝習所において松本良順とポンペ達が西役所の一室に医学伝習所を成立させた後四十一二日以内に之は大村町の医学伝習所に移転し、ポンペは約五年間の長崎滞在のうち三年八月ほど当該医学伝習所を拠点に伝習生を指導し長崎に種痘を復活させ日本で最初の人体解剖実習を実現しペスト流行と梅毒への対応の指揮をとり人々に医療を施し、佐古の養生所開所に伴い拠点を養生所に移転しました。	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡(～不詳) 出土遺物 (過去の行政上の発掘調査で「万才町遺跡」より中世の五輪塔残欠を検出、「興善町遺跡」より弥生後期の石棺墓底部又中世の五輪塔残欠を検出、永崎の岬一帯が古代以前より中世にかけて地域の墓域であったと想定できます。) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査指導委員会の設置 <small>世界の事例を参照</small> 学術/活用目的調査の実施 <small>上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。</small> “土地の造形”の再建 盛土による遺跡保全 埋蔵文化財の地表での複製 他 	<p>古代中世の永崎と最初の六町と後世の推移を記念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 漸次遺跡調査整備する。 土地の性格により漸次最小限の現代機能施設の設置を行う。 現代機能建物にピロティ構造を採用する。 (「近代医学歴史資料館」については、当地に実現する迄、仮に当該資料館を長崎大学構内に設置する。/順天堂大学が「日本医学教育歴史館」、九州大学が「医学歴史館」、広島大学が「医学資料館」、東京女子医科大学が「吉岡彌生記念室」、大阪医科大学が「歴史資料館」、明治大学が「法・医・倫理の資料館」を所有、新潟県に「医の博物館」等の実例がある。) ☆当該地の現代機能施設は当該地一帯の遺跡と歴史の性格につき歴史上の現実感(reality)を与える。 	

	現状/旧態/位置	構想	遺跡について		方針/活用/備考	
			名称(仮称)	調査/整備		
旧市街域 (II 長崎の風土及び人類と宇宙の普遍性を提示、個別の歴史的長崎の姿の提示)	長崎市役所/市役所別館 長崎市議会 長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館 跡 桜町市営駐車場/桜町公園一帯 (桜町地内一帯)	「国立人文学芸術地理学自然科学 学応用科学総合博物館 劇場 写真美術館 各種工房 会議場 公文書館 複合施設」	「永崎の丘国立総合博物館/美 術館/劇場/アトリエ/会議場」	・遺跡(～不詳) 古代から中世の墓域の可能性 キリスト教時代の墓地 後に桜町牢 の遺跡の遺存が想定できる。	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施 <small>上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として 遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。</small> ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 他	宇宙と地球の自然と人類の活動 と世界と日本と長崎の遺跡と歴史 を記念し紹介する。 一帯を市民活動拠点と位置付ける。 [当該施設を東に隣接する“今紺屋町中紺 屋町本大工町遺跡記念催事広場公園”と一 体運用し市民活動の拠点と位置付ける。] ・遺跡の調査と保全と整備を第一義とする。 ・当該施設で長崎地区や旧市街域での遺跡と遺 構と遺物の出土状況を展示説明する。 ・長崎県勤労福祉会館、及び、長崎地区労働福 祉会館が入居する。 ・現代機能建物にピロティ構造を採用する。
	旧長崎市公会堂 旧公会堂前公園 (魚の町4番)	「今紺屋町中紺屋町本大工町遺 跡記念催事広場公園」	「魚の町長崎市公会堂跡旧市街 今紺屋町中紺屋町本大工町遺 跡」	・弥生後期土器残欠散布遺跡 ・近世市街町屋遺跡 ～記念物～埋蔵文化財 (西へ下る段丘状の“土地の造形”)	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施 <small>上層部遺跡が希薄な場合中世近世土木造成遺跡として 遺跡活用石垣再建修築を視野に深層部調査を行う。</small> ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 他	古代生活旧市街を記念する。 一帯を市民活動拠点と位置付ける。 [当該旧市街遺跡を記念し、西へ下る段丘 状の“土地の造形”をそのままに活かし、長 崎くんち等催事広場として活用する。 当該公園を西に隣接する“国立人文学芸術 地理学自然科学学応用科学総合博物館/劇 場/写真美術館/各種工房/会議室 複合施 設”と一体運用し市民活動の拠点と位置付 ける。] ・遺跡の調査と保存と整備を第一義とする。 ・都市のオープン・スペースを形成する。 ・現代の機能建物を建造しない。
	旧長崎県立図書館長崎図書館	長崎県立図書館長崎本館	「長崎奉行所立山役所遺跡」 馬見所遺跡	・遺跡(～不詳)	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施	長崎地域の文化行政の司令塔と 位置付ける。
	諏訪公園	「諏訪の森 安禅寺遺跡公園」	「安禅寺遺跡」	・遺跡(～不詳)	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施	安禅寺を記念する。 安禅寺は長崎奉行所立山役所と関係が深い。
	旧小曾根家及び関連一帯	「小曾根家造営遺跡公園」 ・小曾根家博物館	「小曾根家造営遺跡」 「炭坑舎遺跡」	・遺跡(～未詳)	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施 ・“土地の造形”の再建	日本初、近代富国産業を記念する。 佐賀藩の高島採炭を記念する。 炭坑舎、夕顔丸を記念する。
	旧長崎市立佐古小学校地 及び周辺地	「養生所/(長崎)医学校等遺跡公園」	「養生所/(長崎)医学校等遺跡」	・遺跡 ～記念物～埋蔵文化財	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・調査実施 遺跡原状回復/再建	養生所/精得館/(長崎)医学校/ 梅毒病院-小島病院を記念する。
	住宅地(旧橋本大徳園)	「大徳寺庫裏遺跡/長崎病院遺跡 /橋本大徳園遺跡住宅地」	「大徳寺庫裏遺跡/長崎病院遺 跡/橋本大徳園遺跡」	・遺跡(～未詳)	・漸次遺跡調査	大徳寺/長崎病院/橋本大徳園 を記念する。
	梅香崎天満宮、大楠神社等	「大徳寺遺跡公園」	「大徳寺遺跡」	・遺跡(～未詳)	・漸次遺跡調査	大徳寺を記念する。
	住宅地(旧唐人屋敷/森氏造成)	「唐人屋敷/森氏造成遺跡住宅地」	「唐人屋敷/森氏造成遺跡」	・遺跡(～不詳)	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施 ・“土地の造形”の再建	唐人屋敷/森氏造成を記念する
	三菱重工業株式会社 長崎造船所	「長崎製鉄所等遺跡」整備公開	「長崎製鉄所等遺跡」	・遺跡(～不詳)	・漸次遺跡調査	長崎製鉄所等を記念する。
	各所(旧台場等)	各遺跡公園	各台場等遺跡	・遺跡(～不詳)	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施	各台場等を記念する。
	各所(旧烽火台等)	各遺跡公園	烽火台等遺跡	・遺跡(～不詳)	・調査指導委員会の設置 <small>学術者参加</small> ・学術/活用目的調査の実施	烽火台等を記念する。
	・「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏等遺跡群」及び「都市長崎遺跡」について「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定し漸次遺跡調査保存整備する。					
	・「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏等遺跡群」及び「都市長崎遺跡」について 長崎の岬をめぐる石垣/石段/複数の堀/築地/造成その他の主要な構造につき国指定文化財その他指定により保護し、又再建整備する。					
	・「長崎奉行所西役所等遺跡群」より「小菅修船場遺跡」まで連続する“長崎港内東岸緑地帯”を、従来産業を保全しつつ漸次整備形成して、都市景観を形成し、同時に、都市動線を誘導する。					
・「小曾根家造営遺跡」/南山手から「小菅修船場遺跡」までの海岸付を従来産業を保全しつつ漸次緑地帯及びマリーナ/ヨット・ハーバーに整備運用する。						

現状/旧態/位置	構想	遺跡について			方針/活用/備考
		名称(仮称)	資産	調査/整備	
<p>中間域</p> <p>長崎水辺の森公園 水辺のプロムナード 長崎県美術館</p>	<p>「オペラ・ハウス シンフォニー・ホール 両用施設『長崎音楽堂』 (新規追加設置)</p>	<p>「近現代築地埋立遺跡」(可能性)</p>	<p>・近現代築地埋立遺跡 (近年の埋立造成地により 上層部の遺跡の要素は希薄)</p>	<p>・漸次遺跡調査及び活用</p>	<p>[抽象文化 活動・発信] 旧市街域と新市街域の中間域に長崎の風土を象徴する“緑”と“水”と“空”の環境、及び、旧「長崎バンド」の歴史を背景に抽象文化活動発信拠点を集約整備し相乗効果を形成、各地区並びに近接する高速自動車道路である「長崎自動車道」を市内まで延長する「ながさき出島道路」又国際客船バースである「国際観光ふ頭」より接続し輻輳する都市動線を増幅し、長崎への訪問者を受け入れる新しい“現代長崎”の玄関口としてランドマーク地区を形成して、又、歴史的長崎のランドマーク地区である「永崎の岬」と対照させ、一連一帯に経済効果を波及させ、同時に、長崎市中心部の一体的市街運用と形成を目指す、その紐帯と期待する。 AIG長崎ビルを新市街域へ移転しその跡地に長崎音楽堂を設置する、又は場合により漸次埋立造成地拡張により公園地を拡張して対応する。</p>
<p>新市街域</p> <p>長崎県庁 JR九州 長崎駅 大型駐車場 西部ガス株式会社 事業所 中小事業所 三菱重工業株式会社 長崎造船所 茂里町工場 (長崎駅～三菱重工業株式会社長崎造船所茂里町工場跡一帯)</p> <p>浦上川河口東岸域</p>	<p>「長崎駅東交通ターミナル」 (新設)</p> <p>「長崎市役所」(移転設置)</p> <p>「防衛省」(移転設置) 「長崎税関」(移転設置) 「長崎税務署」(移転設置) 「県大波止ビル」「県道路公社」 (移転設置) 「長崎県警別館」(移転設置) 「港湾合同庁舎」(移転設置)</p> <p>「民間開発」(事業所等開発設置)</p> <p>「三菱重工業株式会社 長崎造船所 茂里町工場跡地再開発」</p> <p>「公共低層中層高層居住施設」 「生活利便形成」</p>	<p>「肥前佐嘉御大名屋敷西部遺跡」 「築地遺跡」 「近世築地近現代埋立遺跡」 「長崎原子爆弾被爆遺跡」等</p> <p>「長崎地域古代生活遺跡」 「中世近世近代生活遺跡」 「近世築地近現代埋立遺跡」 「長崎原子爆弾被爆遺跡」</p>	<p>・肥前佐嘉 御大名屋敷 の西部 ・築地遺跡 ・近世築地近現代埋立遺跡 ・長崎原子爆弾被爆遺跡 ・等 (~不詳)</p> <p>・古代から近代の生活の遺跡 ・古代から近代“土地の造形” (土地の利用上の形姿や道路や路地の形姿) ・近世築地近現代埋立遺跡 ・長崎原子爆弾被爆遺跡 ・等 (~不詳)</p>	<p>・調査指導委員会の設置 -世界からの学者の参加 ・行政上活用目的調査の実施 ・学術調査の実施 ・“土地の造形”の再建 ・盛土による遺跡保全 ・埋蔵文化財の地表での複製 ・国指定文化財(重要文化財・史跡等)とする ・日本遺産、世界遺産 とする</p> <p>[方針] 『長崎国際歴史文化都市構想』- 「長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想」 の趣旨に従う。 (当該遺跡としての保存と活用) ①被爆遺骨捜索 ②(一般的には現地にて遺骨収集し埋葬する処)各遺骨検出地点直下地下での当該遺骨展示と展示地点連絡地下通路形成による遺骨遺跡提示整備 ③原爆被爆遺跡としての遺跡調査、地上/地下双方の遺跡を対象とする保存と活用と整備と公開と継承 ④地上/地下遺跡の双方を保全するための開発事業におけるピロティ構造の採用</p>	<p>[政治経済機能の集約集積と効率追求] ・長崎新幹線新設及び長崎本線高架化による長崎駅空地の再開発を実施する。 ・長崎市街長崎内港域の官公庁舎を移転集約する。移転元跡地は遺跡公園、又、永崎の岬から小管修船場遺跡を連結する緑地公園等に運用する。 [コンパクトシティへ向けた公共生活空間形成] ・“平地に住める街づくり”を念頭に、人口減少・高齢化・市街維持の合理性に留意し、公共再開発を行う。 〔留意事項〕 ・尾上町の西部ガス事業所を小江町の西部ガス事業所に移転統合する。 ・一帯の中小事業所を含めて統合再開発を計画し、一連の土地区画を再構成する。 ・旧県庁舎及び出島地区よりの移転・入居を補助し優先する。移転元跡地は公共により遺跡公園、又、永崎の岬から小管修船場遺跡を連結する緑地公園等に運用する。 ・当該地区再開発は、市街中心に位置し、対象面積も広く、将来の都市長崎の姿にとって重要な構成要素です。 広い土地の従来の土地区画に固執せず、又、官公民が各々の行動目標を効率よく達成できるよう融通調整して再開発計画を設定し、漸次、実施することが必要です。 ・一帯土地は、肥前佐嘉御大名屋敷の西部、築地、近世築地近現代埋立造成、長崎原爆被爆、に係る遺跡地です。重層する歴史より遺跡の重層性が想定され特に繊細な発掘等調査が必要です。 ・現代建物へピロティを採用する。</p>

参考記事 ※安政四年八月四日(1857年9月21日)第二次長崎海軍伝習教官長崎港外高野島近海に碇泊(艦長カッテンディーケ大尉(伝習教官隊長)以下伝習教官37名、ヤンセン号:改名成盛丸号)、安政四年八月五日(1857年9月22日)第二次長崎海軍伝習教官離島に上陸、(ほとんど高野島目見得医師松本良順等二三名が伝習教官オランダ等海軍医官ペンベ訪問、安政四年九月二十六日(1857年11月12日)「医学伝習」は第二次長崎海軍伝習において海軍医官が実施されていた長崎奉行所西役所のいづれかの一角で成立開講、四十一日以内には大村町の旧萬葉館本館にその場所を移し、安政六年七月三日(1859年8月1日)この日ペンベは日本正国長崎医学校を開校した、と記し、文久元年七月一日(1861年8月6日)長崎市街の南の佐古の丘に養生所(病院及び医学校)が落成、文久元年八月十六日(1861年9月20日)養生所が開院し、文久二年九月十日(1862年11月1日)ペンベはオランダ船ヤコフ・エン・アンナ号に搭乗し、上海、香港、シンガポール経由で母国に向かいました。

「長崎奉行所西役所等遺跡群」
と現代の長崎の建物
（長崎）国学校等遺跡の保存と活用より
 2009年（平成21年）2月21日大塚日
 記を著した会代誌を参照



[日本遺産]

『都市長崎よりの日本開国 ～山と海・坂と空・水 都市遺跡のハーモニー～』

私達 当会は、長崎の遺跡など文化財や歴史や風土を背景に
遺跡を遺跡として活かし、“日本開国”を切り口として
文化庁が認定する『日本遺産』の取得を、皆様に、提案し要望します。

2019年(平成31年)2月11日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

[日本遺産]

『都市長崎よりの日本開国』

～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～

目 録

2019年(平成31年)2月11日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 『提案と要望の日誌 『長崎奉行所西役所等遺跡群とその活用』』
2019年(平成31年)1月23日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2. 『永崎の岬の歴史の推移の概略』
2019年(平成31年)1月23日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
3. 『提案と要望の日誌 『“都市長崎からの日本開国”-『日本遺産』の提案』』
2019年(平成31年)2月6日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
4. 『文化財保護法 抜粋』
2018年(平成30年)11月1日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
5. 『国指定文化財の指定等基準 抜粋』
2019年(平成31年)2月6日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
6. 『[日本遺産] 『都市長崎よりの日本開国 ～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』』
2019年(平成31年)2月11日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

2019年(平成31年)1月23日 水曜日

『長崎奉行所西役所等遺跡群とその活用』

2018年(平成30年)1月の長崎県庁舎の浦上川東岸再開発区域への移転に関する県庁舎跡地一帯の活用について、地域の方より、県庁舎西に隣接して県庁舎第三別館として運用されてきた大正期建築の旧長崎警察署の建物を保存し、之を御朱印船貿易博物館として近傍市内での発掘調査において検出され別途倉庫に保管されている遺物を展示活用して、世界に通ずる地域の歴史を活かしたいとの要望—見解があります。

一方、建築研究者より、県庁舎跡地即ち「長崎奉行所西役所等遺跡」地に関連して、都市の「空地(くうち)ーオープン・スペース(open space)」の概念が紹介され、同時に江戸町に対して店舗の内外のエッジ(edge)を融解して可能となるオープンな街造りを提案されています。機能型施設と市街における目的による行動の厳密な限定から解放された、ゆるやかな目的と行動の空間による都市動線の多様な誘引を考え、西欧都市にみられる広場を中心にした都市空間の形成や地域の性格を類例としてなされた提案と推測します。丘の上の広場と円形に広がる斜面地一坂や階段を有意に組み合わせれば、魅力的な地域の都市構造、また、それ自体が長崎市の中心にふさわしいランドマークとなるのではないのでしょうか。

日本イエズス会管区長のデ・ルカ・レンゾ氏は長崎総合科学大学長崎平和文化研究所「平和文化研究第39集(2019年1月)」に論文を寄稿し、長崎の岬の先端のイエズス会本部の教会等の活動について報告しています。当該報告で、本部の教会が当地での社会全般に関わるものであったが批判もあったこと、当該協会が「長崎の顔」になっていたようであり記録の出版により限られた人間にしろヨーロッパでも知られたこと、本部敷地内にあった墓地に埋葬されたイエズス会員について確認できるだけでルイス・フロイスを含む18名の名前と情報、なかで伊東マンショについて、残る資料に見える卓越した外交能力より日本外交史に欠かせない存在と指摘、墓地の移動のあったこと、敷地の発掘調査により墓地の移動に関する解明のあることへの期待、印刷機とその関連の施設の動向、を報告し又は表明され、最後に、「ここで紹介したイエズス会の本部とそこに埋葬された会員は日本と世界の歴史に大きな影響を与えたと断言できよう。…」と所感しています。当該地の歴史は、過去の岬一帯の発掘調査により中世には地域の墓域であったことも想定でき、その後、デ・ルカ・レンゾ氏の報告に関わる歴史、江戸期の経済行政、日本開国の当該地、原子爆弾による被災、現代の地域行政の中心と、重層的な経過を経ています。古代、中世、近世、近代、現代にかけて、地域と日本と世界の歴史にとって重要な土地であることが理解できます。

遺跡は、その歴史の重層性により、複雑な実態を有することが想定でき、繊細で遺跡保全への配慮ある調査が求められます。

私達当会は、当該遺跡の調査について、皆様に、長崎地域の文化財行政が主導して、世界と日本全国のこの地と歴史に関わる関係者と考古学や歴史学その他の学術者より構成する調査指導委員会を組織して、遺跡の活用を目的とした行政調査と学術調査を両立させ、さらに、長崎市民と日本国民と世界の人々より広範な人士を参加させて調査団を形成して調査と活用の動向に参加させ、又、逐次、長崎市民と日本国民と世界の人々に、遺跡の状態を公開し、調査の報告を為し、調査と活用の動向について意見を収集し、委員会を含む調査団で検討することを提案し要望します。

私達当会は、当該遺跡の保存と活用について、斯かる調査の方法と参加者と参加者を通じた広範な認知によってのみ、必然的に又効果的にその方向とその成果、世界的に有効な方向と成果とその将来性が導かれるものと理解します。

2018年の長崎県庁舎の移転は、元龜二年(1571年)より447年続いた地域の政治と行政の中樞の移転の大事であり、万事、一つだけの施策で之に代替することは難しいと考えられます。

私達当会は、文化財～遺跡—歴史の視点より、世界と日本の歴史及び長崎に於ける台場遺跡や陣屋遺跡や長崎奉行所西役所等遺跡群(教会等～長崎奉行所西役所等、大波止、築地)や出島遺跡や小曾根家造営遺跡や養生所/(長崎)医学校等遺跡や長崎製鉄所遺跡を中心に捉え広範囲の時代の各々様々な遺跡や歴史を背景に、遺跡を遺跡として活かし“日本開国”を切り口として、地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する『日本遺産』の取得を、皆様に、提案し要望しています。

日本開国は、地球規模の世界と日本の歴史と社会に対し、大きな影響を与え、その画期をなす意義を有します。

2019年(平成31年)1月20日 日曜日 の長崎新聞紙上で、ブライアン・バークガフニ氏は、自身の連載記事:“サンデーカルチャー”連載記事『ながさき異聞 58』にて、嘉永七年の秋に英国と日本は「日英和親条約」を長崎奉行所西役所で調印したと、当地当該施設に於ける、歴史学上重要な出来事を、指摘しています。

私達当会は、同時に、市民活動の拠点として、近隣の桜町の長崎市役所・市役所別館・長崎市議会及び長崎県勤労福祉会館及び長崎地区労働福祉会館及び桜町市営駐車場/桜町公園一帯(桜町地内一帯)に「国立人文学芸術地理学自然科学応用科学総合博物館/劇場/写真美術館/各種工房/会議場/公文書館 複合施設」の設置を、皆様に、提案し要望しています。

私達当会は、『長崎国際歴史文化都市構想』(2019年(平成31年)1月20日 日曜日 作成)において、他にも具体的な事例を提案と要望としてまとめました。別途御参照下さいますようお願い申し上げます。

当該構想は、日本文明と世界との関係を基盤とし、旧市街域の遺跡と歴史と生活文化、新市街域:浦上川河口東岸域:の現代機能集約蓄積効率追求とコンパクトシティへの居住空間形成、及び中間域:長崎水辺の森公園一帯:に形成する抽象文化拠点を双方の紐帯として現代都市長崎を形成する[長崎歴史文化都市構想](2018年(平成30年)11月4日 日曜日 作成)を中核として包含継承し、南部:柳埠頭再開発～中部:長崎市中心部([長崎歴史文化都市構想])～北部:浦上方面で構成するものです。

旧市街域については、長崎の中世までの歴史と中世以降の歴史を基盤として、南山手東山手外国人居留地/大浦地区～唐人屋敷～佐古の養生所/(長崎)医学校等遺跡～寄合町/丸山町地区化～高島秋帆邸～出島～江戸町地区～桜町地区～立山地区～桜馬地区場～中川地区のラインを基軸として敷衍し、茂木/時津/矢上/深堀/野母/潜伏切支丹地区など関連地区を視野に、斜面地平面造成や町割りや路地や旧道など“土地の造形”—都市の空間構成、遺跡と歴史に着目し之を活用し、さらに、桜町の「国立総合博物館等複合施設」の内に之を紹介し、長崎市民の活動と長崎への訪問者の拠点を形成し、両者の交流を促します。

私達当会の提案と要望は、街全体に常時にぎわいと活気を誘引し分配し創出すると期待します。

今まで、捉えていない都市の空間構成や遺跡や歴史を活かすということかもしれません。

そうすれば、パイ(pie)は広がるはずで。

事象を、体系的(systematic)に捉え、面的に、又は、ネットワークとして効果を形成する事が実りに繋がるのではないのでしょうか。

永崎の岬の歴史の推移の概略

一 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より一

2019年(平成31年)1月23日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

“永崎浦の岬一長か崎の岬”は、平成以降の発掘調査により、万才町遺跡、興善町遺跡、桜町遺跡より縄文期の土器残欠又黒曜石の石鏃等、万才町遺跡より縄文期の石斧の検出、長崎公会堂跡魚の町遺跡での複数の弥生後期土器残欠の検出、万才町遺跡より二地点で中世の五輪塔の残欠の検出、興善町遺跡より弥生後期の石棺墓底部の検出又古墳時代前期の集落の中心的人物の墳墓に副葬と考えられる和製の三角縁四獣鏡又中世の五輪塔の残欠の検出、桜町遺跡より中世の土坑墓より二十代女性人骨検出、又、一帯より宋時代明時代の複数の中国産の青磁・白磁の検出もあり、当該地は広範囲に縄文弥生期の生活圏であり、岬は弥生後期から又中世は鶴城桜馬場を拠点とする肥前丹治比氏である永崎氏勢力下の長崎浦地域の墓域であったと想定でき、又、長崎浦の中国との交流を裏付けています。また、当地に森崎神社があったとも云われます。当該岬は、先史時代よりの日本人の生活圏であり又習俗的な場として位置付けることができそうです。ローマ・カトリックと大村氏による岬の教会や最初の六町以降の町立ては、古代からの当地域の日本人の歴史上民俗上に連続と継承された墓域を破壊削平してなされた想定できます。

元龜二年(1571年)六町の町立て及びサン・パウロ教会(岬の教会)等建設一天正元年(1573年)から天正二年(1574年)と推測できる大村の三城七騎籠時の長崎の戦い一天正六年(1578年)深堀茂宅と長崎の戦一天正八年(1580年)長崎が教会領となる一六町の城塞都市化一天正十六年四月二日(1588年)付豊臣秀吉は鍋島飛騨守直茂を長崎の代官に任命、同年五月十六日付五ヶ条掟書(長崎が公領となる)一文禄元年(1592年)長崎奉行所を本博多町に設置(肥前唐津領主寺沢志摩守広高)、長崎代官村山東安(等安)一慶長三年八月十八日(1598年9月18日)豊臣秀吉薨去一慶長三年(1598年)岬の教会にセナリヨ・コレジヨと印刷所を移転一慶長六年(1601年)ご上天のサンタ・マリア教会(被昇天の聖母の教会)一(慶長八年(1603年)徳川家康征夷大將軍に任命され幕府を開く)一(慶長十年(1605年)代官村山等安大村喜前と交渉し大村領長崎村を公領となし浦上西村・浦上北村・口別当・外目村・家野村の一部計1898石4斗9升8合を大村氏に渡す、長崎甚左衛門長崎村長崎新町の収公により失地長崎を退去)

(※慶長十年(1605年)長崎甚左衛門純景は長崎を退去し筑後国柳河田中吉政に2300石で仕え慶長十四年(1609年)吉政没元和六年(1620年)田中忠政没子なく断絶長崎甚左衛門は大村に帰り横瀬浦で100石を領し元和七年(1621年)没、長崎甚左衛門純景は有馬晴純の五男松浦沓岐守盛(松浦丹後守親の養子)の孫竜松を養子とし長崎内匠と名付け、内匠は新たに彼杵時津村で480石を領し、後松浦家に復籍し松浦右近頼直といい慶長十二年(1607年)松浦右近頼直大村姓を賜りその子内匠政直家老となり代々家老職を務める、と云います)

一慶長十九年(1614年)長崎の諸教会破壊、外浦町に糸割符宿老会所設置一寛永十年(1633年)長崎奉行二人制となる、本博多町の屋敷を東屋敷/西屋敷に分けて呼称、本博多町の長崎奉行屋敷から出火、5-6町を延焼、外浦町の糸割符宿老会所も類焼、奉行屋敷と敷地交換し、外浦町に奉行所を建設(寛永十二年(1635年)幕府日本人の海外渡航・帰国を全面禁止、外国船の入港地を唐船を含め長崎一港に限る)一(寛永十三年(1636年)出島が完成、市中雑居のポルトガル人をここに移す)一(寛永十四年(1637年)島原・天草の乱勃発一寛永十五年(1638年)原城陥落)一正保四年(1647年)一向井元升奉行馬場三郎左衛門に請うて東上町に聖堂及び学舎を立て立山書院と称す、幕命により近国諸侯家士を長崎に駐在させて緊急情報の報告連絡機関とするこれを聞役という(明暦元年(1655年)糸割符制度を廃止唐蘭輸入品の全部を相対貿易とする)一寛文三年(1663年)寛文の大火、空前の大火、総町66町内3町無事6町半焼57町全焼、奉行所・寺社33及び獄舎など焼く、奉行所の再建にあたり奉行所東側の高木作右衛門屋敷と五ヶ所町人屋敷を西浜町の土地と交換して奉行屋敷を拡張、在来地に西屋敷、拡張部分に東屋敷を建てる一寛文十一年(1671年)奉行牛込忠左衛門、就任と同時に奉行所の分離建設を幕府に申請、同年中に許可一(寛文十二年(1672年)長崎市街内町26町外町54町77町丸山寄合出島合わせて総町80町となる)一延宝元年(1673年)大目付井上筑後守長崎下向時立山屋敷跡に奉行所を竣工し外浦町の東役所(東屋敷)を移し立山役所、旧役所を西役所と称す一延宝二年(1674年)東屋敷跡地に船番屋敷十七軒が建てられる一延宝三年(1675年)本博多町の五ヶ所商人会所を八百屋町に移し市法会所と改める一延宝四年(1676年)奉行牛込忠左衛門、寛文の大火で焼けた立山書院を再興、南部草庵を聖堂祭酒に任じ塾師とする(長崎最初の官学)一延宝六年(1678年)外浦町唐大通事頼川藤左衛門宅から出火、西役所及び諏訪神事器具庫などを焼く(奉行、再建まで安禪寺で執務)一貞享元年(1684年)幕府、市法貨物商法を廃止し糸割符商法を再興、市法会所を糸割符会所と改称一貞享四年(1687年)長崎奉行三人制となる(二人在勤、一人在府、奉行交代時前任者が安禪寺に引き移ること始まる)一元禄十一年(1698年)後興善町乙名末次七郎兵衛宅より出火22町延焼(末次の大火)、糸割符会所を長崎会所とする(幕府の長崎貿易官営化)一元禄十二年(1699年)長崎奉行を四人とし隔年二人交代せしむ(席次を京大坂町奉行の上座とする)一元禄十三年(1700年)深堀の武士たち高木彦右衛門邸に討ち入り彦右衛門を討つ(深堀騒動)一元禄十五年(1702年)新地蔵所竣工)一正徳元年(1711年)聖堂を伊勢町の中島銭座跡に移設、長崎聖堂と称す(俗に中島聖堂と称す)一正徳三年(1713年)長崎奉行を三人とする(二人在勤、一人在府、毎年一人交代)一正徳四年(1714年)長崎奉行を二人制となる(一人在勤、毎年交代)一享保十四年(1729年)雑物替会所を今魚町に置く一享保十九年(1734年)雑物替会所を廃し長崎会所に合併(元方会所、私方会所の二部構成となり規模拡張)今魚町に置く一宝暦元年(1751年)唐通事会所を今町の人参座跡に置く一宝暦十二年(1751年)唐通事会所を本興善町の糸荷蔵跡に移す

安政二年(1855年)長崎奉行所西役所内に活字判摺立所を創設、長崎海軍伝習開設一安政四年(1857年)長崎奉行所西役所内に語学伝習所を発足、第二次長崎海軍伝習開始、医学伝習成立、長崎製鉄所着工一安政五年(1858年)長崎奉行所西役所内の語学伝習所を岩原屋敷内の奉行支配組頭永持享次郎宅に移し英語伝習所と改める一安政六年(1859年)長崎海軍伝習閉鎖、長崎開港一万延元年(1860年)井伊直弼、活字判摺立所の廃止令を出す一文久元年(1861年)活字判摺立所、審書調所の命により印刷施設の大半を江戸へ送り事実上閉鎖一文久二年(1862年)英語伝習所、片淵郷組屋敷内の乃武館内に移り英語稽古所(英語所)と改称(頭取中山門太)一文久三年(1863年)英語所が立山奉行所の東長屋に移る、英語所が江戸町の元五ヶ所宿老会所跡に移転し洋学所と改める一慶應元年(1865年)語学所が新町の長州屋敷跡に移り済美館と改称一慶應三年(1867年)長崎会所を廃止、仮御金蔵と改称一慶應四年(1868年)西役所を長崎会議所と改める、各藩の合議制による治安維持を決し列藩は誓約書を認める、長崎裁判所(民政機関)を外浦町に置き旧天領を管理、沢宣嘉の長崎裁判所総督兼任を発令(大村丹後守が長崎取締として総督を補佐し警備を担当する)、沢宣嘉長崎に入港、長崎会議所を廃止し長崎裁判所が正式に発足、長崎裁判所に九州鎮撫長崎総督府を置く、長崎新町の済美館を広運館と改め立山役所跡に移す、長崎裁判所を長崎府に改め長崎総督府を廃止沢宣嘉が知府事に就任、長崎府が旧幕府所有の長崎製鉄所を接收、広運館の学制を改め洋学局のほか本学(国学)・漢学の二局を新設し各局学事章程を定める、長崎府庁を立山役所跡に移し府庁跡(西役所)に広運館を置く、(明治と改元)、精得館を長崎府医学校と改称一明治二年(1869年)長崎府医学校にヘルツが招かれる(※長崎府医学校内で気象観測を始め日本の気象観測所の基を作る)、長崎府を長崎県に改め判事野村盛秀が知事に任ぜられる、本木昌造興善町の唐通事会所跡(現新興善小学校)に長崎製鉄所の付属として活版伝習所を設立、長崎府医学校を長崎県病院医学校と改称一明治三年(1870年)長崎県病院(医学校とも)が大学所轄となる、本木昌造長崎製鉄所を辞し新町活版所を創立、広運館が大蔵省の所轄となる一明治四年(1871年)長崎製鉄所は工部省の所轄となり長崎造船所と改称、廃藩置県(島原・平戸・大村・福江・厳原に県を置く)、長崎・島原・平戸・大村・福江五県を廃し新たに長崎県を置く、長崎県病院を文部省管轄とし翌月長崎医学校と改称、広運館が文部省の管轄となる、ヘルツが小島郷稲荷山に気象観測所を設け気象観測を始める、この年官学としての聖堂は廃され向井家の私有となる一明治五年(1872年)学制改革[八大学区制]、広運館を第六大学区一番中学校、長崎医学校を第六大学区医学校と改称、長崎造船所を長崎製作所と改称、太陽暦を実施一明治六年(1873年)本木昌造、松田源五郎・西道仙らと共同し新町活版所で週刊新聞「長崎新聞」を創刊、第一番小学校向明学校を勝山町に第二番小学校啓蒙学校を磨屋町に第三番小学校楓川学校を伊勢町の中島聖堂内に女児小学校英華学校を向明学校内に創設、学制の変更[七大学区制]長崎は第六大学区から第五大学区へ、第五大学区第一番中学校を広運学校と改称し専ら外国語を教授することになる、県庁舎の土地建物と広運学校の土地建物を交換し県庁舎を新築することになる、広運学校の校舎を立山屋敷に移す、県庁舎建設のため仮庁舎を萬歳町の高木邸に設ける、向明学校内に教員伝習所を置き市内私塾教員に教授法を伝習、長崎新聞廃刊一明治七年(1874年)長崎裁判所長崎区萬歳町4番地に開庁、向明小学校を勝山小学校・啓蒙学校を旧川小学校・楓川学校を中島小学校と改称、勝山小学校内に小学教則講習所を置く(長崎県師範学校の前身)、諏訪の地に公園開設、広運学校を長崎外国語学校と改称、更に長崎英語学校と改める、第五大学区医学校を長崎医学校と改める、西役所跡に新築した県庁舎が開庁(洋風木造二階建)、台風の影響が長崎を通過し風速60mの暴風に県庁舎が全壊、諏訪社の青銅大鳥居も倒壊など被害甚大、立山の長崎外国語学校敷地の一部に官立長崎師範学校を設立、征台の役に当たり長崎医学校及び病院を廃止し公兵員病院として蕃地事務(支)局病院とする、勝山小学校から生徒79人を移し興善小学校を新設する一明治八年(1875年)官立長崎師範学校が岩原郷に新築落成、小学教則講習所を小学教則養成所と改め興善小学校内に移転、本田実が西道仙を編集主任に長崎新聞を復刊、小島郷稲荷山に招魂場を設置し台湾征討戦死者552人を祭る(佐古招魂社)、諏訪神社所在地の玉園・玉垣の二山のうち9864坪余(一説に14025坪)が内務省令により公園に指定される(※県当局は最初県営公園第一号として大徳寺跡を考えたが招魂祭場となったので大徳寺公園化は見送られた)、蕃地事務(支)局病院が長崎県の管轄に入り長崎病院となる、官立長崎師範学校が附属小学校の生徒を募集し附属小学校を設置一明治九年(1876年)小学教則養成所を小学教師養成所と改称、小学教師養成所を長崎公立師範学校と改める、長崎病院に医学場を開設、長崎裁判所を廃止し長崎地方裁判所が開庁、長崎地方裁判所が萬歳町二番地の新庁舎に移転、新築の県庁舎が開庁一明治十四年(1911年)外浦町に県庁舎が完成一昭和二十年(1945年)8月9日午前11時2分長崎市に原爆投下:正午過ぎ第二次火災で長崎県庁他30カ町が全焼一昭和二十二年(1947年)県庁仮庁舎が立山町に完成し勝山国民学校と県立長崎高等女学校の仮事務所から移る一昭和二十八年(1953年)外浦町に長崎県庁舎完成一立山庁舎から移転、と歴史と土地の活用の履歴を重ねました。

(『長崎市史年表』昭和56年3月20日 発行 編集:長崎市史年表編さん委員会 発行:長崎市役所等より)

平成30年(2018年)1月長崎県庁舎が尾上町の長崎魚市跡へ移転。

2019年(平成31年)2月6日 水曜日

『“都市長崎からの日本開国”-『日本遺産』の提案』

現在、長崎には、二つの世界遺産(「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(2015年)、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」(2018年))と三つの日本遺産(「国境の島 志岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」(平成27年度:日本遺産第1号)、「日本陶磁のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」(平成28年度)、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」(平成28年度))がありますが、不幸にも、全て、長崎の“まちなか”を迂回しています。

私達 当会は、長崎の古代から現代に至る多くの遺跡など文化財や蘭学の成熟や長崎くんちや卓袱料理や日本の中世までの国力の蓄積や出島のオランダ商館の存在や長崎での英・蘭・露との合計四つの日本開国の条約の締結や長崎海軍伝習の実施や五港開港など日本開国と近代化や原子爆弾被爆による日本の近代の終焉と現代の始まりなど、即ち、長崎の歴史遺産と学問・習俗と歴史、その活用を街づくりの一環として、長崎について、日本開国を胎蔵し、国際条約交渉と締結の場として、又、近代西洋文明導入の場として、当時、日本で唯一之が可能な都市と理解し、又、日本開国を、日本の過去の全てと現在と未来の全ての結節点と捉え、“都市長崎からの日本開国”を切り口として、長崎発のストーリーを構成し、文化庁が行う『日本遺産』の認定を取得することを、皆様に、提案し要望しています。

日本開国は、地球規模の世界と日本の歴史と社会に対し、大きな影響を与え、その画期をなす意義を有します。

2019年(平成31年)1月20日 日曜日の長崎新聞紙上で、ブライアン・パークガフニ氏は、自身の連載記事:“サンデーカルチャー”連載記事『ながさき異聞 58』にて、嘉永七年の秋に英国と日本は「日英和親条約」を長崎奉行所西役所で調印したと、現在県庁舎跡地である当地と当時の西役所について、歴史上重要な出来事を、指摘しています。

私達 当会のこの提案と要望は、「長崎奉行所西役所等遺跡群」(教会等遺跡～長崎奉行所西役所遺跡、大波止遺跡、築地遺跡)や「出島遺跡」や長崎内外港の多くの台場遺跡や陣屋遺跡や烽火台遺跡等や「小曾根家造営遺跡」や「南山手東山手外国人居留地遺跡」や「養生所/(長崎)医学校等遺跡」や大浦天主堂を中核に捉え、永崎の岬一帯の興善町遺跡での弥生後期石棺墓底部の検出と五輪塔残欠の検出、万屋町遺跡での中世の五輪塔残欠の検出に係る弥生後期から中世の墓域の想定、長崎公会堂跡魚の町遺跡での複数の弥生後期土器残欠の検出など、長崎地域での弥生の生活の痕跡を踏まえて(縄文や旧石器時代の生活の想定も可能か)、古代、中世、近世、近代、現代の長崎の歴史を捉え、長崎地域のくらしの魅力はなにか、長崎地域の遺跡と歴史を通して、世界と日本の歴史が長崎地域に与えているものは何か、長崎地域の歴史が日本と世界に与えているものはなにか、を可視的な要素を交え具体的に捉えることができれば幸いです。

私達 当会は、又、並行して、長崎の岬を巡る中世にローマ・カトリックと大村氏によって形成された城館(教会等)と広場を有する西洋式の城塞都市と捉え得る最初の六町の都市構造の要塞とされる石垣と大堀、一の堀、二の堀、三の堀、及び、之を継承して近世に亘って増改築された筈の長崎の岬を巡る石垣群の遺跡を調査し、国の指定文化財(重要文化財、史跡等)とし、又、その破断された部分については、文化財の保存技術の専門家により再建する事を、皆様に、提案し要望します。

私達 当会は、同時に、長崎の岬の初期の街に続く時代に、中世から近世にかけて、長崎の岬と周辺部分を造成埋立して形成された、長崎の旧市街について、最初の城塞都市を中核として形成された中世近世の城下町としての由来と構造を有するものとして、埋立や斜面地の平面形成や路地や町割りや旧道や石垣や石段など“土地の造形”や建物や井戸や水道や用悪水路やその痕跡等の遺跡について詳細に遺跡としての調査を行い、保存し整備し公開し活用し継承する措置を講ずることを、皆様に、提案し要望します。

私達 当会は、これらが、文化財保護法上の有形文化財(建造物)や記念物(遺跡)や埋蔵文化財などの文化財であり、且つ、国指定文化財の指定等基準に合致するかその要素を深く有する貴重な文化財であると考えます。

私達 当会は、皆様に、長崎の岬の県庁舎跡地について、当地での歴史の経過に伴う遺跡としての実態を備えていることより、当該地及び一帯について、遺跡として認識し、又、歴史の重要性と重層性より、行政上の遺跡の活用を目的とした調査と学術調査を両立させる遺跡の保存を伴う繊細で詳細な遺跡の発掘等実態調査を実施して遺跡の実態と性格を把握し、その成果に従い遺跡の活用としての具体案を導き、専ら遺跡として活用することを、皆様に、提案し要望します。

同時に、当地を遺跡として活用することが、人々に、広く、当地が遺跡であるとの認識を誘導し形成することになる筈です。

私達 当会は、当該遺跡の活用について、第一義に、歴史と想定できる遺跡の輻輳する重層性より、一部の特定の歴史を選択的に示唆しないこと、都市のオープン・スペースを形成すること、遺跡の遺跡としての活用と遺跡としての景観、の各々の意義より、現代の目的機能型又付加的建造物を造らない、永崎の岬とその遺跡を記念公園とすることを、第二義に、日本開国が、国策として長崎の事象を契機とする、我が国の歴史上の過去と現在及び未来に係る将来に亘って普遍的な結節点である、日本開国と続く日本の国民国家としての存続が、現在の西歐文明諸国以外の国々の主権国民国家としての在り方の先駆であり、この意味で日本開国が地球規模の現代の世界の社会の在り方に広範な影響を与えている、と考え得ること、又、歴史上の都市長崎就中長崎奉行所西役所がその具体的な舞台であること、中世のローマ・カトリックと大村氏による要塞より近世末期にかけて当地の石垣が継承されつつ改修されたであろうことと長崎奉行所西役所の建築の時代様式が一致すると考え得ること、長崎奉行所西役所の平面図や写真が遺跡を補完する視覚的資料として複数伝存すること、当該の歴史を確認する視覚上体験上の契機となること、以上の意義と根拠より、遺跡を保全した上で長崎奉行所西役所の再建を、皆様に、提案し要望します。

長崎において、“和・華・蘭・洋”に関わる遺跡や建築物のうち、唐四ヶ寺、出島遺跡、南山手及び東山手居留地及び洋館群に比べ、和の遺跡と建築物は、料亭建築が近年その経営上の要件等により相次いで又国の登録文化財であっても破壊され今後も保存に困難が伴うと考えられ、小島の高島秋帆邸遺跡があるものの、和の遺跡と建築物は、長崎を代表するものが希薄です。

再建された長崎奉行所西役所と一帯の遺跡は、長崎を代表する、格式をそなえた様式の“和”の遺跡と建築となり、多くの人々が日常的に接することができ、自由に利用/活用できる、ほぼ長崎唯一の伝統的な且つ容量のある“和の空間”となります。

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡に隣接する、大波止遺跡と築地遺跡について、遺跡としての調査を行い、遺跡を保全しつつ、漸次連続する遺跡記念公園として整備し、大波止遺跡について長崎くんちの御旅所を旧復し、築地遺跡について一帯における庭園機能を視野に、遺跡の景観に配慮した小規模の迎賓館やレストランや能舞台を設置し、長崎奉行所西役所等遺跡、出島遺跡、伝統的な風情を残し新しい活躍もある江戸町商店街と一体の活動展開を、皆様に、提案し要望します。

私達 当会は、日本生命ビル及び旧長崎県警察本部建物の地に、イエズス会によって、ローマ・カトリックとイエズス会の活動を記念する記念聖堂と歴史資料博物館を設置することを、皆様に、提案し要望します。

私達 当会は、長崎家庭裁判所及び長崎簡易裁判所の地、即ちかつての高島秋帆本邸の地、即ちその一画の“大村町の医学伝習所”の地に、順次長崎大学の組織を基盤に準備を進め、適宜国立近代医学歴史資料館を設置することを、皆様に、提案し要望します。

第二次海軍伝習において、松本良順とポンペ達が西役所の一室に医学伝習を成立させた後四十一日以内に、之は大村町の医学伝習所に移転し、ポンペは約五年間の長崎滞在のうち三年八か月ほど当該医学伝習所を拠点に伝習生を指導し長崎に種痘を復活させ日本で最初の人体解剖実習を実現しペスト流行と梅毒への対応の指揮をとり人々に医療を施し、佐古の養生所開所に伴い養生所に拠点を移転しました。

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡を中心とする当該地区が、長崎水辺の森の一帯の旧バンド地区や長崎地域の数多くの遺跡地との相乗効果で、現代の都市長崎の中心にふさわしい、長崎を訪問する人々を第一に受け入れる、長崎の過去の歴史を表現しつつ現代の歴史を形成しつつある長崎の、そのランドマーク地区となる、と考えます。

私達 当会は、優れた物としての文化財の存在、又、優れた仕事としての文化財の維持の作業の存在が、地方にあって優れた仕事ができる風土の再構成と継承に有意義と位置付け、多くの文化財を、常に、長崎市民の皆様の身近に保有し保全することを、皆様に、提案し要望します。

“地方にあって優れた仕事ができる”～この一事が、地方からの人口流出に歯止めをかけるかもしれません。

私達 当会は、私達 当会が提案し要望する『日本遺産』の認定が、長崎県下の長崎地域と、その中央部の“まちなか”に、にぎわいと活気を導くことを期待します。

私達 当会は、市民活動の拠点として、又、遺跡等文化財の存在を紹介し活用を支援するため、桜町の長崎市役所・市役所別館・長崎市議会及び長崎県勤労福祉会館及び長崎地区労働福祉会館及び桜町市営駐車場/桜町公園一帯(桜町地内一帯)に「国立人文学芸術地理学自然科学応用科学総合博物館/劇場/写真美術館/各種工房/会議場/公文書館複合施設」を設置・運用することを、皆様に提案し要望しています。

私達 当会は、「長崎国際文化都市構想」として、皆様に、その他にも具体的な事例を提案し要望しています。この構想は、当該の『日本遺産』の基盤ともなる構想です。別途御参照下さいますようお願い申し上げます。

文化財保護法 抜粋

文化財保護法 昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四条 より抜粋

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三十三号第一項第一号、第六百六十五号、第七百七十一号及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百三十一号第一項第四号、第五百三十三号第一項第七号及び第八号、第六百六十五号並びに第七百七十一号の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財が、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

.....(省略).....

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)...(省略)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 (省略).....貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)...(省略)

.....(省略).....

以上

国指定文化財の指定等基準 抜粋

[国宝及び重要文化財指定基準]

昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号
平成八年十月二十八日文部省告示第百八十五号 改正

建造物の部

重要文化財

建築物、土木建造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

[登録有形文化財登録基準]

平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十四号

建造物の部

建築物、土木建造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。)のうち、原則として制作後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

[特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準]

昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号
平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

史跡

左に掲げるものうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 寺社の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

[登録記念物登録基準]

平成十七年三月二日文部科学省告示第四十六号

遺跡関係

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡(史跡及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。)のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 二 地域の歴史を表しているもの
- 三 歴史上の人物等に関するもの

[重要文化的景観選定基準]

平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十七号

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (八) 垣根・屋敷林などの住居に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

[重要伝統的建造物群保存地区選定基準]

昭和五十年十一月二十日文部科学省告示第百五十七号

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

以上

[日本遺産]

『都市長崎よりの日本開国 ～山と海・坂と空・水 都市遺跡のハーモニー～』

私達 当会は、遺跡—文化財は、人類が、言語や概念を越えて、知覚できるその故にこそ、人類に、人類を、人類の、世界の普遍性へ誘導する可能性を形成する、と理解します。

私達 当会は、遺跡と歴史の保存と活用を皆様に提案し要望しています。

私達 当会は、世界やアジアと共鳴する長崎の古代から現代まで広範囲の時代の各々様々な遺跡など文化財や歴史や風土や人々の在り方や習俗を背景に遺跡を遺跡として活かし“日本開国”を切り口として、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する『日本遺産』の取得を、皆様に、提案し要望します。

2019年(平成31年)2月11日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

✕

2019年(平成31年)2月22日 金曜日 『遺跡の存在とその保存、継承、活用ということ』

人類の所作と興味を仮に ① 食料等必需品 ② 当意即妙である利便(応用) ③ 人類の普遍(人文) ④ 自然の普遍:宇宙の真理(科学) とに分類して考察を試みます。

- ① 食料等必需品: 人々の不足、即ち、必要に応えることです。食料等が人々に初めに要求されるのは、エンゲル係数の概念等で既に認識される処です。
- ② 当意即妙である利便(応用): 長期短期の時々の人々の思う処、即ち、思惑や要望に応えることです。人々の思惑や要望と、限界、探求による技術が、相互に関連して変化します。建築の様式や形態や機能や技術は、時代や地域や他の個別の要素により変化します。
- ③ 人類の普遍(人文): 人類が人類であることの普遍性です。哲学や宗教や法や芸術や経済や民俗や芸能等の根源であり、人類の心理や概念や言語や思想や行動の在り方です。
- ④ 自然の普遍: 宇宙の真理(科学): 自然と宇宙とその仕組、人類によるその観察です。自然としての人類もこの範疇です。

例えば、建築の様式や技術は、時々の人々の要望や限界や地域や探求により、変化しますが、人類の在り方は、二万年前のラスコー洞窟の時代から変わらないと考えられます。これを、利便の在り方と普遍の在り方の違いと捉えます。

必需は流通を、利便は取引を形成し、流通と取引の為に市場ができ、貨幣が生起します。市場における流通と取引の誘因を需要、又、市場に顕われない誘因を潜在需要と称します。普遍に対しては、流通も取引もされず、市場もなく売買もされません。需要がありません。なぜなら、それがあって当たり前、わざわざ手に入れなくとも、人類にとって所与だからです。人類にとり空気そのものがどこにでもあり、不足せず流通せず、原則、古来無料なのと同じです。表現を変えれば、普遍は、人類が、敢えて、気にしなくともよい範疇とも云えます。普遍は、少なくとも、市場経済の対象ではないように見えます。普遍は、個別の人類の行為の範疇の外にあるとも表現できそうです。

普遍は、人によって自由になりません。

必需品の流通や、要望:思惑:利便やそれへの対応は、人によって自由になります。

普遍は、人々の手になる疑似的で部分的で選択された“表現”、即ち、作品、即ち、美術、芸術、論文、作文等、を媒介してのみ、疑似的に、売買、市場、取引、流通が成立します。

現象として、人々は、自身の自由にならない普遍を、対価を支払って入手しようとせず、不足と自身の自由になる要望:思惑:利便への対応についてだけ、対価を支払って入手します。

普遍は、個別の人類の存在に対して、極大で、事実上、無限大に見えます。

又、人類が普遍を破壊しても、人類と普遍との関係は変わりません。

普遍は、気にしなくともよい範疇なので、之を破壊しても気にする“必要”はありません。

人類は普遍を求めず、普遍は、人類によって、破壊されます。

人類は、人類の普遍と自然の普遍宇宙の真理における人類を破壊します。

人類が、人類を破壊しても、人類の普遍と自然の普遍:宇宙の真理は変わりません。

唯、人類の存在が消滅するのみです。

遺跡と歴史も人類の普遍であり、敢えて求めずともそれ以前にあり、自身の自由にならず、対価を支払って入手しようとせず、売買、市場、取引、流通が成立しません。

遺跡と歴史は、人々の手になる疑似的で部分的で選択された“表現”、即ち、作品、即ち、美術、芸術、論文、作文等、この場合は“価値付け”、を媒介してのみ、疑似的に、売買、市場、取引、流通、この場合は“保存と継承と活用”が成立します。

遺跡と歴史は、個別の人類の存在に対して、極大で、どこにでもあります。

人類が遺跡と歴史を破壊しても、人類と遺跡と歴史の関係は変わらないように感じられます。

遺跡と歴史は、気にしなくともよいので、之を破壊しても気にする“必要”はない様に感じられます。

人類は遺跡と歴史を求めず、遺跡と歴史は、人類によって、破壊されます。

人類が、遺跡と歴史を破壊すると、人類の遺跡と歴史が消滅し、人類の遺跡と歴史は忘却され、即ち、又、順次、歪曲されます。

人類が、遺跡と歴史を破壊すると、人類が、人類を破壊しても、人類の普遍と自然の普遍：宇宙の真理は変わらず、唯、人類の存在が消滅するのみである事と、様相が異なり、人類は消滅せず、人類の遺跡と歴史が歪曲されます。

人々の“作品”や“破壊”は、時に普遍を語り、人々の思う処即ち“思惑：要望：利便”により部分が選択され成立し、“共感”を契機として売買され市場と取引と流通が成立し、増幅します。

“利便”、即ち、“当意即妙”、即ち、時々の人又は人々への対応には、普遍は介在しません。

利便の実現は、即ち、その時その人の個別の思惑、又はその集合の結果です。

“利便”は、その人又はその人々が卒去すると、その個別の利便の概念が消滅し、破却されます。

その当該の利便の結果は、一般に、塵芥として破棄され、又、破壊され撤去されます。

時に、別の人又は人々の思惑、即ち、“共感”によって、保存され継承されます。

これが、即ち、破壊される遺跡など文化財、保存され継承される遺跡など文化財です。

これが、即ち、破壊される歴史、保存され継承される歴史です。

時に、遺跡と歴史は破壊されても、その断片から、再生され再現され、異体が“再生産”されます。

個別の遺跡など文化財の存在、並びに、その保存や継承や活用は、個別の必需や利便や選択への“共感”により、勃興します。

つまり、① 共感を実体とする疑似的な普遍化 ② 共感を契機とし表現など“概念”を媒体とする疑似的な、売買、市場、取引、流通の形成、により現実となります。

遺跡など文化財や歴史は、包括的に概念として人類に普遍ですが、個別の遺跡など文化財や歴史は、個別個人の必需と利便と表現の集積であり、人々の共感によって、選別されたもののみ保存され継承され活用され得る、という事がその存在の構造と理解され得ます。

一方、遺跡など文化財と歴史に関して、学術上概念が存在します。

私達当会は、遺跡など文化財と歴史の保存と継承と活用は、人々の共感と学術上概念の二つの軸によって考察され実現されるべきものと理解します。

普遍とその個別の存在は、公共によって賄われ理解され保持され得ると、現代では、世界の人々に、考えられているのではないのでしょうか。 普遍の個別の存在は、人に普遍を示唆します。×

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XI

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2019年(平成31年)2月27日 水曜日

長崎市議会議長 五輪清隆 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 電 話

携帯電話

養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 XI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

I. 発掘等調査の役割

1. 行政上の役割

文化財保護行政の本来の在り方は、遺跡については、現状保存です。

遺跡は、世界に唯一、そこにしかないものですから、取扱いは不要な損壊がないよう、万全の計画と注意が必要です。

遺跡の実態や性格の把握は、遺跡保存や遺跡の遺跡としての活用、公開、整備、継承の行政措置の基盤です。不要な損壊がなく、且つ、確実な調査が求められます。

口承、又、文献資料や絵図や写真等遺跡の補完資料の収集搜索や検討も必要です。

2. 学術上の役割

調査は、学術上の課題などを踏まえ、学術の進展に資することが期待されます。

3. 十全な調査

1-1、2を踏まえ、行政が学術機関と連携し、調査指導委員会や協議会を設置し、広く世界より人民の見解を求めて検証し、確実な調査が遂行されることが望まれます。

4. 情報の公開

1-1、2を踏まえ、行政判断や調査の過程において、速やかに、随時、現地や資料等、情報を公開し、広く世界より、各会、人民の見解を収集して行政判断の過程に反映し、確実な調査が遂行されることが望まれます。

5. 当該遺跡について

私達 当会は、当該遺跡について、近世末期から近代又現代へかけて、建築物の改廃、土地の利用の履歴の用途の変更が比較的短期間に輻輳し、遺跡の実態について一部の区画に“土地の造形”の大きな変更又“土地の造形”に大きな変更のない区画については同一層に輻輳する実態も予測され、且つ、歴史学上の価値も高いことより、慎重な計画的と準備に基づく繊細な発掘等調査が必要と考えます。

II. 長崎奉行所西役所等遺跡群と文化財保護法との関係

文化財保護法上において、当該遺跡は、建造物としての文化財である「有形文化財」、地上遺跡としての文化財である「記念物」、文化財が土地に埋蔵された状態のものである「埋蔵文化財」、埋蔵文化財が検出されて土地から遊離した文化財である「有形文化財」、一帯近隣の建造物との関係において「伝統的建造物群」の可能性及び、以上の混成として把握されます。

Ⅲ. 要望

1. 現代の私達 人類と遺跡

遺跡など文化財や歴史の存在は、包括的に概念として人類に普遍です。

目前の遺跡など文化財は、個別の人類の行為の集積であり

人類の普遍の個別の姿です。

私達 当会は、宇宙や自然に由来する普遍と人類に由来する普遍を考察します。

個別の人類の行為は、普遍に影響しません。

人類にとって、普遍は、所与であり、個別の人類の行為の対象の外にあるとも考えられます。

人類は普遍を求めず、普遍は、人類によって、破壊されます。

人類は、人類の普遍と自然の普遍:宇宙の真理における人類をも破壊します。

人類は、普遍の個別の姿、存在を破壊することが可能です。

普遍とその個別の存在は、現代では、公共によって賄われ理解され保持され得ると、世界の人々に、考えられているのではないのでしょうか。

普遍の個別の姿、即ち存在は、人に普遍を示唆します。

私達当会は、普遍の個別の存在である、眼前の遺跡の保存と継承と身近な遺跡の遺跡としての活用を、皆様に、提案し要望しています。

2. 私達 当会は、皆様に、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。

私達 当会は、皆様に、1. 発掘等調査の役割—1. 行政上の役割、2. 学術上の役割、3. 十全な調査、4. 情報の公開を実施し、遺跡の遺跡としての保存、並びに、遺跡の遺跡としての活用、公開、整備、継承の方針や計画や措置の実施について、行政上の決定がなされる以前に、他の開発等の方針や計画や措置の実施についての行政上の決定を成さないことを要望します。

3. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の発掘等調査について

私達 当会は、皆様に、当該遺跡の発掘等調査について、1. 発掘等調査の役割—1. 行政上の役割、2. 学術上の役割、3. 十全な調査、4. 情報の公開、5. 当該遺跡についてを踏まえ、当該遺跡の行政上の調査について、世界と日本全国から学術者の参加を募り、調査指導委員会を設置し、広範な関係者が参加する協議会を設置し、随時、世界の各会人民の見解を収集し検討し行政判断に反映し、より確実な調査を遂行することを要望します。

4. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の文化財保護法上の保護の措置について

(1)私達 当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その全域を、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

(2)私達 当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、埋蔵文化財を現状保存しつつ、石垣石段や通路や道路を含む“土地の造形”を、現状保存し、又は、必要に応じて、特定の時期を定めて、文化財の保存技術保持者により、修築し又意図的措置による被害は之を原状回復し又既に滅失している部分は順次憶測の余地のない再建を行いつつ、国指定文化財(重要文化財、史跡、等)とすることを要望します。

5. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の遺跡としての活用について

(1)Ⅲ-4-2により、全体に遺跡の遺跡としての“土地の造形”の原状回復と憶測の余地のない再建が完了した状態に対して、建物基礎(柱痕、玉石、砂利、平石)及び用水用悪水路系遺跡(砂利、石材、煉瓦、天川石灰、モルタル)の原状回復、約30cm四方断面と推測する長角石三段積の建物基礎の再建等、又、石積土塀の再建等により、遺跡地及び建屋等建造物の実態を示唆できる状態に整備する。

(2)ICT(Information Communication Technology)を駆使し、情報発信等遺跡の活用を実施する。

(3)「日本開国」を主題とする『日本遺産』の認定の取得

私達 当会は、当会が提案する日本遺産『都市長崎よりの日本開国～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』の取得を実現することを要望します。

当該遺跡は、当該日本遺産の構想に包含される重要な要素としての遺跡です。

私達 当会は、当該遺跡について、文化庁が認定する[日本遺産]の仕組みによって、活用することを要望します。

※ 詳細は別途、『都市長崎よりの日本開国～山と海・坂と空・水・都市遺跡のハーモニー～』の資料を御参照下さい。

(4)[長崎国際歴史文化都市構想]について

私達 当会は、“平地に住める街づくり”～市街維持の合理性、“斜面地保全”① 森林・畑地への還元 ② 市街保全 を基本理念とし、遺跡とその活用の概念を基盤とし、長崎の遺跡と歴史と、長崎に長い年月の間に培われ継承された土地の利用の履歴を念頭に、観光をも視野に、長崎の街の歴史的空間的構造を現代の私達 長崎の生活に継承し活かし、訪問者に長崎の街と遺跡と歴史と風土と人類の姿を紹介し理解し楽しんで頂く構想として、[長崎国際歴史文化都市構想]を作成しました。

私達 当会は、当該遺跡について、学術者が参加する調査指導委員会の設置、学術調査を包含する遺跡全域の行政上の活用目的調査、遺跡の現状保存/原状回復/憶測の余地のない再建/活用を要望します。

6. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の行政上の取扱いについて

(1) III-1, 2, 3, 4による当会の要望の実現について

III-1, 2, 3, 4による当会の要望の実現について、旧長崎市立佐古小学校地における、当該遺跡の当該の保存活用と長崎市立仁田佐古小学校の併存は不可能と考え得ます。

①私達当会は、長崎市立仁田佐古小学校の建設と運営を当初計画に於ける他の複数の候補地等に実施することを要望します。

②私達 当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、一部でも損壊や滅失によって失われることとなる開発工事を直ちに停止することを要望します。

(2) 長崎市と養生所を考える会の当該遺跡に関する“見解の相違”について

前回の陳情書Ⅹで要望した、当該の“見解の相違”について、情報交換が実施されていません。

本紙陳情書Ⅺにて再度当該の情報交換の場を設けることを要望します。

(3) 旧長崎市立佐古小学校南敷地の南端の楠の伐採に係る抜根の取扱いについて

2018年末に当会より長崎市の理事者に申し入れた旧長崎市立佐古小学校の南敷地の南端の楠の伐採に係る抜根への事前発掘調査の要望に対する打合せがその後途切れ進行していません。

本紙陳情書Ⅺにて当該の情報意見交換の場を再開することを要望します。

(4) 旧長崎市立佐古小学校地外周道路の取扱いについて

①前回までの複数の陳情書で資料を提出して指摘してきた通り、養生所/(長崎)医学校等遺跡は、施設敷地や関係地が旧長崎市立佐古小学校の敷地外の広域に亘ると考えられること、養生所/(長崎)医学校等の外周道路は旧来の畑地に、当該施設設置を由来として新たに設置形成された道路であること、より外周道路の開発行為については、事前の発掘調査を実施することを要望します。

②現在、外周道路の拡張工事が進行しています。

過去に工事が実施された市道西小島館内町1号線は明治10年頃迄に医学校の石段や門柱が形成された一帯と想定出来、遺跡にとって重要な一画です。

過去の開発工事での外周道路遺跡の取扱いについて御教示あることを要望します。

IV. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 添付資料 2019年(平成31年)2月27日 水曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2019年(平成31年)2月27日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上